## 資料44-1-2

土木学会論文集掲載の論文「海底地すべりによる津波の将来想定手法の提案」について(案)

令和3年1月27日 技術基盤グループ地震・津波研究部門 原子力規制部地震・津波審査部門

## 1. 背景

設置許可基準規則「第5条(津波による損傷の防止)は「設計基準対象施設は、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波(以下「基準津波」という。)に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。」とし、その解釈別記3第5条第2項において、津波を発生させる要因として海底地すべりを考慮することを求めている。

審査においては、基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド(以下「津波審査ガイド」という。)に基づき、事業者が海底地すべりによる津波評価を実施していることを確認しており、海底地すべりによる津波評価には、過去の海底地すべりの痕跡を復元する方法が用いられている。

令和2年11月公表の土木学会論文集B2(海岸工学)において、海底地すべりによる津波評価に関し、過去の海底地すべりの痕跡を復元する方法と異なる方法が提案され、柏崎刈羽原子力発電所における海底地すべりによる津波評価を2つの方法で行った場合の比較が報告された。

## 2. 本論文の内容と得られた新知見

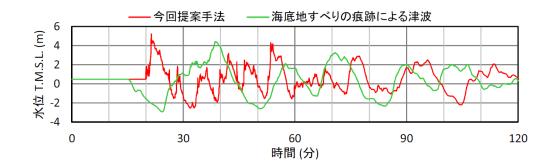
金戸<sup>2</sup>らは、土木学会論文集 B2(海岸工学)「海底地すべりによる津波の将来想定手法の提案」(以下「本論文」という。)において、「原子力発電所における海底地すべりによる津波評価は、過去の海底地すべり(以下「既往地すべり」という。)の痕跡を復元することで評価を行っている(以下「従来手法」という。)。一方、将来発生し得る海底地すべりによる津波は、既往地すべりサイト以外の不安定斜面で発生する地すべり(以下「初生地すべり」という。)も評価対象とすべきである。」と述べた上で、柏崎刈羽原子力発電所の半径 100kmの範囲において、海底地すべりパラメータの経験モデルを用いて、海底地すべりによる津波の発電所への影響が大きなエリアを特定し、3次元地盤安定解析と2層流モデルによる津波評価を行う手法(以下「提案手法」という。)を提案した。

<sup>1</sup> 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

<sup>2</sup> 東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所における津波水位<sup>3</sup>は、提案手法による初生地すべり を対象とした解析の結果約 5m となり、従来手法による既往地すべり※を対象 とした解析の結果約4.5mに比べやや上回る結果となった。なお、同発電所の 基準津波は、海底地すべりと地震による津波とを位相差を考慮した上で組み 合わせて設定されており、地震のみによる津波に対して概ね 0.3m 程度高くな る結果となるが、既に設計工事計画を認可した 7 号機の入力津波は許容津波 高さに対して余裕があることから、施設の安全性に直ちに影響を与えるもの ではない。

※従来の地すべり痕のパラメータは、論文中に発電所から距離約 30km、厚 さ 130m、面積 33.5km<sup>2</sup>、体積 2.2km<sup>3</sup>と示されている。このパラメータは、 審査会合資料4において、取水口前面水位上昇側最大ケースとして選定さ れた海底地すべり「LS-2」のパラメータと一致する。加えて、従来の地す べり痕による津波水位の時刻歴波形が論文中の図に示されており、これは 同審査会合資料の「LS-2」を波源とした場合の1号炉取水口前面の水位の 時刻歴波形と同じと考えられる。



転載元:金戸俊道、山本和哉、木場正信、木村達人、西愛歩、 渡部靖憲:海底地すべりによる津波の将来想定手法の提案、土 木学会論文集 B2(海岸工学)、Vol.76、No.2、I\_349-I\_354.

図 提案手法と従来手法による津波水位の比較

<sup>3</sup>本論文中の図からの読み取り値

<sup>4</sup> 第 404 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 資料 4 一 4 - 1

なお、確率論的なアプローチになるが、初生地すべりを対象とした津波ハザ ード評価の研究例として、Grilli ら<sup>5</sup>や、鴫原・Horrillo<sup>6</sup>、佐藤・杉野<sup>7</sup>があげ られる。Grilliら「は、アメリカ東海岸の大陸斜面を対象として、あらかじめ 設定した斜面断面について、既往の調査結果から得られている海底表層の物 性値や地すべり斜面長等のパラメータを統計的に整理して、モンテカルロシ ミュレーションを用いた斜面安定解析による地すべりのハザード評価を実施 し、抽出した地すべり形状より初期水位分布を求め、対象地域の100年確率及 び 500 年確率の津波高を推定する津波のハザード評価を行った。鴫原・ Horrillo<sup>6</sup>は、メキシコ湾沿岸に設定した2つの斜面断面について、断面上の 掘削データから得られた深度と物性値の散布図より平均的な傾向を表す回帰 式を算定した。そして、Grilli ら 5の手法を踏襲し、この回帰式による物性値 を用いて斜面安定解析による地すべりのハザード評価を実施し、この結果を 踏まえ同沿岸の津波ハザードを評価した。また、佐藤・杉野<sup>7</sup>は、海底地すべ り起因津波の確率論的ハザード評価手法の整備の一環として、地盤物性値(せ ん断強さ等)の深度に応じたばらつき及び平面的な地すべり発生位置や移動 方向を考慮し、確率論的手法を用いた海底地すべり危険度判定手法を構築し た。また、モデル地形を対象に海底地すべり危険度マップを試作し、手法の適 用性を確認した。

本論文は、既往の研究論文で確率論的に取り扱われてきた初生地すべりの評価に関し、決定論的手法として提案したものである<sup>8</sup>。計算条件の設定には、幾つか経験的な方法(例えば、地すべり斜面長と幅の関係式の設定、想定する地すべりの面積の上限値の設定、発電所の地層区分と海域の地層区分を対比しての地盤物性値の設定)を組み合わせており、初生地すべりを決定論的に評価するための工夫がみられる。

## 3. 規制対応案

本論文は、海底地すべりによる津波波源の設定に際し、既往地すべり以外の地すべりを用いて波源を設定する手法の提案及び適用例を示すものである。 設置許可基準規則の解釈において、津波を発生させる要因として海底での地すべりを考慮するよう既に求め、津波審査ガイドに基づいて確認しているこ

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> Grilli, S. T., Taylor, O. D. S., Baxter, C. D. P., Maretzki, S., : A probabilistic approach for determining submarine landslide tsunami hazard along the upper east coast of the United States, Marine Geology, 264, pp. 74-97, 2009.

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 鴫原良典, Horrillo Juan:確率論的手法を用いた海底地すべり津波波源の推定—メキシ コ湾への適用—, 土木学会論文集 B2 (海岸工学), Vol. 70, No. 2, 2014, I\_281-I\_285.

<sup>7</sup> 佐藤太一, 杉野英治: 確率論的手法を用いた海底地すべり危険度判定手法の構築、日本地震工学会論文集、Vol. 19, No. 6, 2019, p. 283-295.

<sup>8</sup> 土木学会論文集 B2(海岸工学)に掲載された本論文は、3 名の専門家による査読を受けたものである。

とから、本知見により設置許可基準規則の解釈及び津波審査ガイドを変更する必要はない。

新規制基準適合性審査では、従来の手法が用いられている。従来手法では、 海底地すべりが経験的にほぼ同じ場所で繰り返す特徴を踏まえており、過去 の痕跡を復元した上で、同時すべりの想定やパラメータ設定において不確か さを考慮しており、信頼性のある確立された手法である。一方、本論文の提案 手法は、発生頻度が低く、発生場所を特定できない不確かさの大きい初生地す べりを取り入れようとする新たな試みである。

また、従来手法は詳細なデータが入手可能な海底地形データを基に評価を 行うことができるが、提案手法ではそれに加え、3次元の地盤安定性解析を行 うための詳細な海底地質データ等が必要になるという側面もあり、本論文の 評価対象地域以外でそのような情報・データが入手可能かどうかは定かでは ない。

以上のことから、本論文の提案手法については、事業者の自主的な取り組みである安全性向上評価の中で取り扱うのが適当であると考える。